# 新しい農地制度がスタート

## 貸し手農家に奨励金
## 農地資金一千万円に拡大
## 税制上の優遇措置

新しく設けられた農用地利用増進事業は、これまで農地法のバイパスとして進めてきた農用地利用増進事業を大幅に拡充し、中・短期（三年～六年）の貸し借りの外売買などの所有権移転までが行われるように仕組みを整備したものです。

農用地利用増進事業は、①利用権設定等促進事業、②農用地利用改善事業、③農作業受委託促進事業の三つの事業を市町村が中心となって進めようとするものです。

今回は、このうちの利用権設定等促進事業についてお知らせします。

◆利用権設定等促進事業

この事業は農用地の貸し借りや売買を行う場合に農地法によらないで市町村が農家の申し出によって権利の設定、移転計画をまとめた「農用地利用増進計画」を作成し農業委員会の決定を経て公告することにより安心して農用地の貸し借り等を行うことができるものです。従来の制度に比べて対象となる土地や受け手の範囲等について大幅に拡充されたとともに奨励金や融資、税金等の特例、特典も数多く認められております。

Ⅰ　対象となる土地

ア、農用地（白地区域を含む）

イ、農業用施設用地

Ⅱ　事業のメリット

農用地を貸したい、売りたい人には、安心できる方法と、いろいろな特例・特典があります。

◎特別・特典

・農用地を貸したり、売っても農地法の許可がいりません。

・農用地を貸しても農地法の許可がいりません。

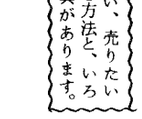

・農用地を貸しても約束の期限がくれば離作料を支払うことなく確実に返してもらえます。

・貸し手には流動化奨励金がでます（農地十アール当り一万円（期間三～五年）、二万円（期間六年以上））。

・農用地等を売った場合の所得税はその譲渡所得から五百万円が控除されます（農用地区域に限ります）。

・小作地所有制限の対象小作地とはならず、村外にでても大丈夫です。

・離農給付金（六十二万円）などの特典とも結びつきます。

・さらに県農業公社などの事業に結びつければ小作料の一括前払いも受けられます。

農用地を借りたり、買って規模拡大を図りたい人にも大変有利になりました。

◎特例・特典

・農用地を借りたり、買っても農地法の許可がいりません。

・農業施設用地への転用を目的とする農用地の売買、貸借を本事業で行う場合、農地法による転用許可などはいりません。

・契約した期間は安心して利用でき、また契約を更新することもできます。

・農地等取得資金は千五百万円（一般二百万円）まで借りられます。

・農用地等を売って登記する場合、登録免許税が千分の九（一般千分の五十）に軽減されます（農用地区域に限ります）。

・不動産取得税については、取得価格の三分の一（農用地区域、それ以外の農振地域は四分の一）が控除されます。

・所有権移転の登記については村（農業委員会）で一定の手続きをしてもらえます。

・農用地を借りたり、買っても農地法の許可がいりません。

・農業施設用地への転用を目的とする農用地の売買、貸借を本事業で行う場合、農地法による転用許可などはいりません。

・契約した期間は安心して利用でき、また契約を更新することもできます。

・農地等取得資金は千五百万円（一般二百万円）まで借りられます。

・農用地等を売って登記する場合、登録免許税が千分の九（一般千分の五十）に軽減されます（農用地区域に限ります）。

・不動産取得税については、取得価格の三分の一（農用地区域、それ以外の農振地域は四分の一）が控除されます。

・所有権移転の登記については村（農業委員会）で一定の手続きをしてもらえます。

・基盤整備や共同利用施設導入事業等が優先的に採択されるとともに特別の融資も受けられます。

Ⅲ　手続き

各集落に農地流動化推進員（農業委員十六名、農協営農指導員二名）を配属してありますが申し出手順においては、推進員が掘り起こし（家庭訪問）活動により貸し手（売り手）ならびに借り手（買い手）とを結びつけ成立した後となります。その時期は実施方針で定める二月、四月、十月、十二月となっておりますが、それぞれ当該月の前月の五日迄に申し出いただくことになります。村では本年度の貸し、借りの案件について一括公告できるよう作成準備を進めておりますので農地流動化推進員にご相談ください。申し出の期限は十月十日迄といたしますがその後になりますと奨励金は翌年度扱いになります。

Ⅳ　策定状況

村内では、本年六月末現在において約一一haがこの事業で貸し借りが行われております。詳細については村または農業委員会にご相談ください。

## 選挙人名簿の定時登録者数は二千八百十一人

選挙人名簿の定時登録とは、選挙の有無にかかわらず、毎年九月一日を基準日として選挙人名簿を調整することで、公職選挙法第二十二条により義務づけられています。

本年の月潟村の定時登録者数は、二千八百十一人で昨年より四名増えました。

定時登録者数（9月2日現在）

| 投票区 | 大字別 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 第一区 | 大別当 | 177 | 191 | 368 |
| 第二区 | 月潟 | 533 | 575 | 1,108 |
| | 西萱場 | 119 | 135 | 254 |
| | 計 | 652 | 710 | 1,362 |
| 第三区 | 上曲通 | 124 | 144 | 268 |
| | 下曲通 | 65 | 73 | 138 |
| | 計 | 189 | 217 | 406 |
| 第四区 | 東長島 | 76 | 87 | 163 |
| | 釣寄 | 75 | 85 | 160 |
| | 釣寄新 | 33 | 31 | 64 |
| | 計 | 184 | 203 | 387 |
| 第五区 | 木滑 | 148 | 140 | 288 |
| 合計 | | 1,350 | 1,461 | 2811 |

## 月潟ブルボン株式会社 月潟工場操業さる――米

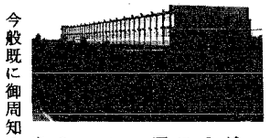

農村地域工業導入の指定により、昭和五十一年ティムソーイング工場の誘致進出をみましたが、今般既に御周知のとおり、月潟ブルボン株式会社の工場誘致が実現し、昨五十五年度より関係者の協力を得て工場建設に着手（五十六年三月）急ピッチに建設が進捗し七月二十四日、第一期工事が完成しました。＝写真

八月十日よりテスト操業を行い、二十日より本格的な操業がなされております。工場は、建築面積延一〇〇六八㎡、従業員二四〇名、生産品は主としてビスケットが製造されております。

なお来年度以降引き続き、第二期、第三期工場増設が計画されております。





## 結核予防週間 (9/24～9/30)

(結核予防運動の旗印)

この予防対策は、生れて3ケ月のツベルクリン反応検査にはじまります。成人は健康診断といってX線のレントゲンで検診、近年の化学療法を中心とされた治療法で死亡者も年々減って来ているといわれますが、発生率では大きな伝染病であることもいささか変りない。

「長びくせきは赤信号」

季節の変り目です。自己診断するより専門医から判定いただきましょう。

「結核予防は、

主婦の手で」

# 台風被害一億三千六百万円に

台風により落果した梨畑

去る八月二十三日の台風一五号により被害を受けられた方々には心からお見舞を申し上げます。

被害作物は、水稲を始め、果樹、野菜及び転作々物等に及びました。

特に果樹については収穫直前であった為農作物全被害額の九割近くに達しております。中でもリンゴについては棚施設が無いため台風には極めて弱く、減収率が九十五%となりました。尚、梨については北風用の防風対策が無かった為大量の落果被害となったものです。落果実の処理については急きょ共同処理場を設置し対処致しました。

被害面積、被害金額の算定には村を始め、農協、共済、普及所から協力をいただき、現地の調査及び検討会を重ね次のとおり確定いたしました。

| 作物名 | 栽培面積 | 被害面積 | 減収量 | 被害金額 |
|---|---|---|---|---|
| 水稲 | 四二五ha | 四二五ha | 四三t | 一二、九〇〇千円 |
| 梨 成木 | 三一 | 三一 | 四六五 | 八二、八三四 |
| 梨 未成木 | 二 | 二 | 一 | 一 |
| 桃 成木 | 八 | 一 | 二〇 | 三、二五〇 |
| 桃 未成木 | 二 | 二 | 一 | 一 |
| リンゴ 成木 | 四 | 四 | 一四 | 二八、五〇〇 |
| リンゴ 未成木 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| ぶどう | 五 | 三 | 一二 | 三、六〇〇 |
| 豆類 | 一一 | 一一 | 一九 | 四、七八〇 |
| さといも | 四 | 四 | 五 | 三五〇 |
| スイートコーンナス | 二 | 二 | 四 | 三二〇 |
| 計 | 四九七 | 四八八 | 六八六 | 三六、六五四 |

## 大産地もすばやく転換
## 三梨 運動で幸水が柱に
### ＝新農業構造改善事業の先進地を視察＝

新農業構造改善事業の先進地での成果を学び、地域の実情に即した円滑なる事業推進となし生産の意欲増進を図ろうと、去る8月28～29日、茨城県真壁郡関城町に視察研修を実施いたしました。

参加者は、推進協議会委員、事務局の十四名と果樹青年部員五名並びに協賛団体の月潟農家組合員九名の計二十八名。

早朝4時に出発した一行は地元下館地区農業改良普及所の小川普及課長の御案内で午後一時に当町の梨選果場を訪れ、早速、選果場長、役場、農協、普及所の係員の説明を聞きました。

関城町は県の西北部に位置し栃木県宇都宮市迄約70㎞の近距離にあるところです。当町は標高約三〇メートルの台地と川沿いと平野部からなり平野部では水田が、台地にはなしを中心とする果樹園と畑があります。耕地利用別では田九八〇ヘクタール、畑六七〇ヘクタール、樹園地四三〇ヘクタールで畑作を主体とした農業振興が進められております。

「接木の方法は1目接ぎが最も成功率が高い」と話す糸井選果場長

中でも関城なしは、安政六年（今から約百二十年前）から栽培され、長十郎なしといえば「関城なし」との一大産地に発展してきたそうです。

また、養蚕も取り入れ結城紬に代表される絹織物の産地でもあり畑作においてはスイカ、白菜などの野菜の産地としても活気を呈しているとのことでした。

昭和四十年頃から梨づくりのための近代化施設が整備され、梨共同選果場や共同防除体制作りが進められてきたそうで、その後も共同販売組織を核に一層の近代化施設の整備を図ってきたと同時に品種改良も進められ長十郎なしが幸水を主体とした三水に変わりつつあるとのことでした。

新農業構造改善事業においては地区再編事業で昨年から総事業費約四億一千万円の計画で進めておりましたが、事業の特徴は、これまでの重量式選果機を光線式の形状選果機に切り替えて選界場を建設したとのことで、この理由には傷いたみ防止と労働力の軽減がねらいだそうで梨では全国で始めての試みとのことでした。

また、関係する地区は四集落で構成されており平均耕作面積は田五二アール、畑七四アール、樹園地四〇アールの計一六六アールとそれほど多くはないが、梨を主体にそれぞれ特徴のある作付栽培協定が進められておりました。協定の内容は、梨の品種更新を進めるにおいて品種更新集団区を設定し作付割合を三水六〇%、長十郎、その他四〇%を目標とし高接ぎを主体に皆んなで実施して行こうとのことでした。基本技術である整枝せん定においては、町で三人名の指導員農家を委嘱し、二人で組んで園地を回り農家のせん定指導にあたっているなど技術平準化の努力が徹底されておりました。

作付、栽培協定と三なし運動では、三水による品種更新でのうまい梨づくり、多目的かん水施設利用による障害防止と健康管理、農用地利用銀行を活用しての散在している梨園の集団化をめざして取り組めておりました。

大産地での視察を終え、いとまない努力の結果が今日の関城なしを形成していることに感心させられたと同時に、本村のなし作りも副業的栽培からプロ意識をもった専作農家への育成を急がなければと胸を打たれ帰路につきました。

## ～御協力ありがとうございました～
### 「愛の協力運動」協力募金終る

先ごろ皆様にご協力をお願いしました「愛の協力運動」募金は、皆様のあたたかい御理解をいただき、無事終了させていただきました。

この運動に寄せられました浄財は総額一五五、五七一円にもなりました。

村では、この募金をさっそく新潟県保護司連盟へお送りし、犯罪者の更生や犯罪予防に役立たせていただきます。ありがとうございました。